

令和2年度 第10回庁議 次第

日時：令和3年2月8日（月）
13：30～14：00

場所：6階第1・第2特別会議室

付議事項

1 審議事項

- (1) 令和3年第1回沖縄県議会（2月定例会）
提出予定議案について
- (2) 知事提案説明要旨（案）について

【資料】

- | | |
|-------|---------------------------------------|
| 資料1 | 令和3年第1回沖縄県議会（2月定例会）
提出予定議案一覧表等 |
| 資料2 | 令和3年第1回沖縄県議会（2月定例会）乙号議案説明資料 |
| 資料3-1 | 令和3年度当初予算（案）説明資料 |
| 資料3-2 | 令和3年度沖縄県一般会計予算（案）の概要 |
| 資料3-3 | 令和3年度当初予算（案）施策概要 |
| 資料3-4 | 新型コロナウイルス感染症対策関連予算 |
| 資料3-5 | 令和3年度当初予算（案）概要（部局別） |
| 資料4 | 令和2年度2月補正予算（案）説明資料 |
| 資料5 | 沖縄県病院事業会計予算（案）の概要 |
| 資料6-1 | 企業局予算（案）の概要 |
| 資料6-2 | 企業局補正予算（案）の概要 |
| 資料7-1 | 沖縄県流域下水道事業会計予算（案）の概要 |
| 資料7-2 | 沖縄県流域下水道事業会計補正予算（案）の概要 |
| 資料8 | 令和3年第1回沖縄県議会（2月定例会）
知事提案説明要旨（案）の項目 |
| 資料9 | 令和3年第1回沖縄県議会（定例会）知事提案説明要旨（案） |

令和2年度 第10回庁議 出席者名簿

日時: 令和3年2月8日(月) 13:30~14:00

場所: 6階第1・第2特別会議室

NO.	部局名	代理等	職名	氏名
1			知事	玉城 デニー
2			副知事	富川 盛武
3			副知事	謝花 喜一郎
4			政策調整監	島袋 芳敬
5	企業局		企業局長	棚原 憲実
6	病院事業局		病院事業局長	我那覇 仁
7	教育庁		教育長	金城 弘昌
8	警察本部		警察本部長	日下 真一
9	知事公室		知事公室長	金城 賢
10	総務部		総務部長	池田 竹州
11	企画部		企画部長	宮城 力
12	環境部		環境部長	松田 了
13	子ども生活福祉部		子ども生活福祉部長	名渡山 晶子
14	保健医療部		保健医療部長	大城 玲子
15	農林水産部		農林水産部長	長嶺 豊
16	商工労働部		商工労働部長	嘉数 登
17	文化観光スポーツ部		文化観光スポーツ部長	渡久地 一浩
18	土木建築部		土木建築部長	上原 国定

令和3年第1回沖縄県議会

(2月定例会)

提出予定議案一覧表等

沖 縄 県

令和3年第1回沖縄県議会(2月定例会)

(部 局 別)

区 分 部 局	議 案 区 分					合 計 (件)	備 考
	予 算 (件)	条 例 (件)	議 決 (件)	同 意 (件)	承 認 (件)		
総務部	5 (2)	3	1	2 (1)	4	15 (3)	
子ども生活福祉部	1	4				5	
保健医療部	2 (1)	2	1			5 (1)	
農林水産部	5 (1)					5 (1)	
商工労働部	7 (2)	2 (1)				9 (3)	
文化観光 スポーツ部		2 (1)	1 (1)			3 (2)	
土木建築部	10 (3)	2	5			17 (3)	
企業局	3 (1)					3 (1)	
病院事業局	1	1				2	
教育委員会		3	3			6	
公安委員会		2	5			7	
合 計	34 (10)	21 (2)	16 (1)	2 (1)	4	77 (14)	

※ ()内は先議案件であり、内数。

令和3年第1回沖縄県議会(2月定例会)

提出予定議案一覧表				
番号	区分	議案名	部局	備考
甲 1	予算	令和3年度沖縄県一般会計予算	総務部	
甲 2	予算	令和3年度沖縄県農業改良資金特別会計予算	農林水産部	
甲 3	予算	令和3年度沖縄県小規模企業者等設備導入資金特別会計予算	商工労働部	
甲 4	予算	令和3年度沖縄県中小企業振興資金特別会計予算	商工労働部	
甲 5	予算	令和3年度沖縄県下地島空港特別会計予算	土木建築部	
甲 6	予算	令和3年度沖縄県母子父子寡婦福祉資金特別会計予算	子ども生活福祉部	
甲 7	予算	令和3年度沖縄県所有者不明土地管理特別会計予算	総務部	
甲 8	予算	令和3年度沖縄県沿岸漁業改善資金特別会計予算	農林水産部	
甲 9	予算	令和3年度沖縄県中央卸売市場事業特別会計予算	農林水産部	
甲 10	予算	令和3年度沖縄県林業・木材産業改善資金特別会計予算	農林水産部	
甲 11	予算	令和3年度沖縄県中城湾港(新港地区)臨海部土地造成事業特別会計予算	商工労働部	
甲 12	予算	令和3年度沖縄県宜野湾港整備事業特別会計予算	土木建築部	
甲 13	予算	令和3年度沖縄県国際物流拠点産業集積地域那覇地区特別会計予算	商工労働部	
甲 14	予算	令和3年度沖縄県産業振興基金特別会計予算	商工労働部	
甲 15	予算	令和3年度沖縄県中城湾港(新港地区)整備事業特別会計予算	土木建築部	
甲 16	予算	令和3年度沖縄県中城湾港マリン・タウン特別会計予算	土木建築部	
甲 17	予算	令和3年度沖縄県駐車場事業特別会計予算	土木建築部	
甲 18	予算	令和3年度沖縄県中城湾港(泡瀬地区)臨海部土地造成事業特別会計予算	土木建築部	
甲 19	予算	令和3年度沖縄県公債管理特別会計予算	総務部	
甲 20	予算	令和3年度沖縄県国民健康保険事業特別会計予算	保健医療部	
甲 21	予算	令和3年度沖縄県病院事業会計予算	病院事業局	
甲 22	予算	令和3年度沖縄県水道事業会計予算	企業局	

提出予定議案一覧表

番号	区分	議案名	部局	備考
甲 23	予算	令和3年度沖縄県工業用水道事業会計予算	企業局	
甲 24	予算	令和3年度沖縄県流域下水道事業会計予算	土木建築部	
甲 25	予算	令和2年度沖縄県一般会計補正予算(第15号)	総務部	先議
甲 26	予算	令和2年度沖縄県小規模企業者等設備導入資金特別会計補正予算(第1号)	商工労働部	先議
甲 27	予算	令和2年度沖縄県下地島空港特別会計補正予算(第1号)	土木建築部	先議
甲 28	予算	令和2年度沖縄県沿岸漁業改善資金特別会計補正予算(第1号)	農林水産部	先議
甲 29	予算	令和2年度沖縄県中城湾港(新港地区)臨海部土地造成事業特別会計補正予算(第1号)	商工労働部	先議
甲 30	予算	令和2年度沖縄県駐車場事業特別会計補正予算(第1号)	土木建築部	先議
甲 31	予算	令和2年度沖縄県公債管理特別会計補正予算(第1号)	総務部	先議
甲 32	予算	令和2年度沖縄県国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)	保健医療部	先議
甲 33	予算	令和2年度沖縄県水道事業会計補正予算(第1号)	企業局	先議
甲 34	予算	令和2年度沖縄県流域下水道事業会計補正予算(第1号)	土木建築部	先議

提出予定議案一覧表

番号	区分	議案名	部局	備考
乙 1	条例	沖縄県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例	総務部	
乙 2	条例	沖縄県債権管理条例	総務部	新規
乙 3	条例	沖縄県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例	総務部	
乙 4	条例	沖縄県養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例	子ども生活福祉部	
乙 5	条例	沖縄県安心子ども基金条例の一部を改正する条例	子ども生活福祉部	
乙 6	条例	沖縄県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例	子ども生活福祉部	
乙 7	条例	特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例	子ども生活福祉部	
乙 8	条例	沖縄県公立大学法人評価委員会条例の一部を改正する条例	保健医療部	
乙 9	条例	公衆浴場法施行条例及び旅館業法施行条例の一部を改正する条例	保健医療部	
乙 10	条例	沖縄県新型コロナウイルス感染症対応中小企業事業資金調達支援基金条例	商工労働部	新規 先議
乙 11	条例	沖縄IT津梁パーク施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	商工労働部	
乙 12	条例	琉球歴史文化の日条例	文化観光スポーツ部	新規
乙 13	条例	沖縄県ホストタウン等新型コロナウイルス感染症対策基金条例	文化観光スポーツ部	新規 先議
乙 14	条例	沖縄県屋外広告物条例の一部を改正する条例	土木建築部	
乙 15	条例	建築基準法施行条例の一部を改正する条例	土木建築部	
乙 16	条例	沖縄県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例	病院事業局	
乙 17	条例	沖縄県立高等学校等の設置に関する条例の一部を改正する条例	教育庁	
乙 18	条例	沖縄県学校職員定数条例の一部を改正する条例	教育庁	
乙 19	条例	沖縄県教育委員会の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例	教育庁	
乙 20	条例	沖縄県警察の組織に関する条例の一部を改正する条例	公安委員会	
乙 21	条例	沖縄県水難事故の防止及び遊泳者等の安全の確保等に関する条例の一部を改正する条例	公安委員会	
乙 22	議決	工事請負契約について(陽明高校校舎改築工事(建築1工区))	土木建築部	
乙 23	議決	工事請負契約について(陽明高校校舎改築工事(建築2工区))	土木建築部	

提出予定議案一覧表

番号	区分	議案名	部局	備考
乙 24	議決	工事請負契約についての議決内容の一部変更について(県立那覇A特別支援学校(仮称)新築工事(建築2工区))	土木建築部	
乙 25	議決	財産の取得について(IPR形移動用無線機(車載用)ほか2点の購入)	公安委員会	
乙 26	議決	訴えの提起について	土木建築部	
乙 27	議決	財産損傷事故に関する和解等について	教育庁	
乙 28	議決	交通事故に関する和解等について	公安委員会	
乙 29	議決	交通事故に関する和解等について	公安委員会	
乙 30	議決	車両損傷事故に関する和解等について	教育庁	
乙 31	議決	車両損傷事故に関する和解等について	教育庁	
乙 32	議決	車両損傷事故に関する和解等について	公安委員会	
乙 33	議決	車両損傷事故に関する和解等について	公安委員会	
乙 34	議決	指定管理者の指定について(沖縄県立博物館・美術館)	文化観光スポーツ部	先議
乙 35	議決	包括外部監査契約の締結について	総務部	
乙 36	議決	県道の路線の認定について	土木建築部	
乙 37	議決	公立大学法人沖縄県立看護大学の設立について	保健医療部	
乙 38	同意	副知事の選任について	総務部	先議
乙 39	同意	沖縄海区漁業調整委員会委員の任命について	総務部	
乙 40	承認	専決処分の承認について	総務部	
乙 41	承認	専決処分の承認について	総務部	
乙 42	承認	専決処分の承認について	総務部	
乙 43	承認	専決処分の承認について	総務部	

令和3年第1回沖縄県議会

(2月定例会)

乙号議案説明資料

令和3年第1回沖縄県議会(2月定例会)

提出予定議案一覧表				
番号	区分	議案名	部局	頁
乙 1	条例	沖縄県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例	総務部	1
乙 2	条例	沖縄県債権管理条例	総務部	2
乙 3	条例	沖縄県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例	総務部	3
乙 4	条例	沖縄県養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例	子ども生活福祉部	4
乙 5	条例	沖縄県安心こども基金条例の一部を改正する条例	子ども生活福祉部	5
乙 6	条例	沖縄県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例	子ども生活福祉部	6
乙 7	条例	特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例	子ども生活福祉部	7
乙 8	条例	沖縄県公立大学法人評価委員会条例の一部を改正する条例	保健医療部	8
乙 9	条例	公衆浴場法施行条例及び旅館業法施行条例の一部を改正する条例	保健医療部	9
乙 10	条例	沖縄県新型コロナウイルス感染症対応中小企業事業資金調達支援基金条例	商工労働部	10
乙 11	条例	沖縄IT津梁パーク施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	商工労働部	11
乙 12	条例	琉球歴史文化の日条例	文化観光スポーツ部	12
乙 13	条例	沖縄県ホストタウン等新型コロナウイルス感染症対策基金条例	文化観光スポーツ部	13
乙 14	条例	沖縄県屋外広告物条例の一部を改正する条例	土木建築部	14
乙 15	条例	建築基準法施行条例の一部を改正する条例	土木建築部	15
乙 16	条例	沖縄県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例	病院事業局	16
乙 17	条例	沖縄県立高等学校等の設置に関する条例の一部を改正する条例	教育庁	17
乙 18	条例	沖縄県学校職員定数条例の一部を改正する条例	教育庁	18
乙 19	条例	沖縄県教育委員会の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例	教育庁	19
乙 20	条例	沖縄県警察の組織に関する条例の一部を改正する条例	公安委員会	20
乙 21	条例	沖縄県水難事故の防止及び遊泳者等の安全の確保等に関する条例の一部を改正する条例	公安委員会	21
乙 22	議決	工事請負契約について(陽明高校校舎改築工事(建築1工区))	土木建築部	22

提出予定議案一覧表

番号	区分	議案名	部局	頁
乙 23	議決	工事請負契約について(陽明高校校舎改築工事(建築2工区))	土木建築部	23
乙 24	議決	工事請負契約についての議決内容の一部変更について(県立那覇A特別支援学校(仮称)新築工事(建築2工区))	土木建築部	24
乙 25	議決	財産の取得について(IPR形移動用無線機(車載用)ほか2点の購入)	公安委員会	25
乙 26	議決	訴えの提起について	土木建築部	26
乙 27	議決	財産損傷事故に関する和解等について	教育庁	27
乙 28	議決	交通事故に関する和解等について	公安委員会	28
乙 29	議決	交通事故に関する和解等について	公安委員会	29
乙 30	議決	車両損傷事故に関する和解等について	教育庁	30
乙 31	議決	車両損傷事故に関する和解等について	教育庁	31
乙 32	議決	車両損傷事故に関する和解等について	公安委員会	32
乙 33	議決	車両損傷事故に関する和解等について	公安委員会	33
乙 34	議決	指定管理者の指定について(沖縄県立博物館・美術館)	文化観光 スポーツ部	34
乙 35	議決	包括外部監査契約の締結について	総務部	35
乙 36	議決	県道の路線の認定について	土木建築部	36
乙 37	議決	公立大学法人沖縄県立看護大学の設立について	保健医療部	37
乙 38	同意	副知事の選任について	総務部	38
乙 39	同意	沖縄海区漁業調整委員会委員の任命について	総務部	39
乙 40	承認	専決処分の承認について	総務部	40
乙 41	承認	専決処分の承認について	総務部	41
乙 42	承認	専決処分の承認について	総務部	42
乙 43	承認	専決処分の承認について	総務部	43

提出議案の概要

【総務部】

【議案名】

乙第1号議案 沖縄県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

【議案提出の理由】

農地法、土地区画整理法及び都市計画法に基づく知事の権限に属する事務の一部を、権限移譲の協議が調った市町村が処理することとする等の必要がある。

【議案の概要】

- 1 法令に基づく知事の権限に属する事務の一部について、事務の移譲に係る市町村長との協議が調ったものを当該市町村に移譲する。
- 2 条例の施行期日：令和3年4月1日から施行

【説明】

移譲する事務の概要

1 農地法（北大東村）

農地等の権利移動及び農地転用の許可等に関する事務

2 土地区画整理法

土地区画整理事業に係る許認可等に関する事務

- ① 土地の形質変更等の許可に関する事務（読谷村、北谷町）
- ② 事業の廃止又は終了の公告等に関する事務（沖縄市）
- ③ 既移譲事務の内容変更（宜野湾市 他9市町村）

- ・変更の内容： 既に移譲している認可等に関する事務は、県の補助金を受けて施行する土地区画整理事業は対象外としていたが、これらの事業も含めることとしたもの。

3 都市計画法（浦添市）

都市計画区域等での開発行為の許可等に関する事務

提出議案の概要

【総務部】

【議案名】

乙第2号議案 沖縄県債権管理条例

【議案提出の理由】

県の債権の管理の一層の適正化を図ることにより、公正かつ円滑な行財政の運営に資することを目的として、県の債権の管理に関し必要な事項を定める必要がある。
(経緯)

- ・ 未収金の解消については、住民負担の公平性と財源確保の観点から、数次の行財政改革の計画に位置づけて推進している。
- ・ 平成25年度の包括外部監査の結果を受け、「債権の回収による歳入の確保」の観点に加え、「回収不能な債権は適切に消滅させる」という視点のもと、全庁的に統一的な取扱いを定めるなど適切な債権管理に取り組んでいる。
- ・ 平成29年度の包括外部監査において、債権管理条例の制定について早急に検討すべきとの助言を受けている。
- ・ 沖縄県行政運営プログラム（平成30年3月策定）において、条例の制定を位置づけている。

【議案の概要】

- 1 債権管理の手続の明確化及び一層の適正化を図り、公正かつ円滑な行財政の運営に資することを目的とする。
- 2 知事と公営企業等の管理者には、法令等に基づいて適切かつ効率的に債権を管理する責務があることを定める。
- 3 債権管理の透明性を確保するため、督促や履行期限の延長などの債権の回収、保全、緩和的措置等に関する執るべき事項について定める。
- 4 知事と公営企業等の管理者が徴収見込みのない債権を放棄できる場合について限定的に定め、放棄した場合は議会へ報告することを定める。
- 5 施行期日：令和3年4月1日から施行

【説明】

債権管理条例の制定について (行政運営プログラム(平成30年3月策定)における位置づけ)

【基本理念】 県民ニーズに対応し、県民福祉の増進を目指す行政運営の質の向上

未収金の解消

歳入の確保

県民等への行政サービスの質の向上

未収金の解消に向けた取り組み

県方針の策定

H27.8策定

標準マニュアルの作成

H28.9策定

個別マニュアルの作成

H28以降順次策定

債権回収会社の活用

整理強化月間の導入

福祉等施策との連携

債権管理事務の効率化及び迅速化により、更なる未収金の解消を図っていく。

債権管理条例の制定

- ・ 債権管理の手続の明確化及びその事務の効率化、迅速化を推進する。
- ・ 沖縄県行政運営プログラムにおいて、令和3年度までに債権管理条例を制定し、適切な債権管理の推進を図ることとしている。

提出議案の概要

【総務部】

【議案名】

乙第3号議案 沖縄県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例

【議案提出の理由】

工業技術センターの機器の使用料等について徴収根拠を定め、及び廃止するほか、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の一部が改正されたことに伴い、地域連携薬局の認定の申請に対する審査に係る手数料の徴収根拠を定める等の必要がある。

【議案の概要】

- 1 使用料及び手数料の新設・改正（法令の改正に伴う）
- 2 既存の使用料及び手数料の額の改定
- 3 既存の使用料及び手数料の廃止
- 4 その他所要の改正を行う
- 5 条例の施行期日
 - (1) 令和3年4月1日（新設、廃止）
 - (2) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の法律の施行の日
- 6 この条例の施行に関し、必要な経過措置を定める。

【説明】

1. 法令の改正に伴う手数料の新設・改正

使用料又は手数料の名称	内容
(1)地域連携薬局認定申請手数料 等	法改正により患者自身が自分に適した薬局を選択できるよう機能別薬局の認定制度が導入されることに伴い、入退院時や在宅医療に他医療提供施設と連携して対応できる薬局又は専門的な薬学管理に他医療提供施設と連携して対応できる薬局の認定審査手数料について徴収規定を定める。
(2)家畜検査手数料 等	家畜伝染病予防法等に規定されている家畜伝染病の名称が変更されたことに伴い、手数料の規定を整理する。

2. 既存の使用料及び手数料の額の改定

使用料又は手数料の名称	内容
(1)工業技術センター使用料	機器使用料の新設
(2)建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料 等	建築物の床面積区分の分割による手数料の一部を新設

3. 既存手数料の廃止

使用料又は手数料の名称	内容
(1)工業技術センター使用料	機器の老朽化による機能喪失のため使用料の一部を廃止
(2)工業技術センター手数料	代替機器や民間機関による分析が可能となったことに伴い手数料の一部を廃止
(3)家畜改良センター手数料	不要となった豚産肉能力直接検定に係る手数料の廃止

提出議案の概要

【子ども生活福祉部】

【議案名】

乙第4号議案 沖縄県養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例

【議案提出の理由】

国が定める指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部が改正されたことに伴い、関係条例の一部を改正する必要がある。

【議案の概要】

1 次の条例について、人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改める。

- (1) 沖縄県養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例
- (2) 沖縄県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例
- (3) 沖縄県軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例
- (4) 沖縄県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例
- (5) 沖縄県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例
- (6) 沖縄県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例
- (7) 沖縄県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例
- (8) 沖縄県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例
- (9) 沖縄県介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例

2 条例の施行期日：令和3年4月1日から施行

3 この条例の施行に関し、必要な経過措置を定める。

【説明】

（備指
省及定
令び居
）運宅
）営サ
にー
関ビ
すス
る等
基の
準事
等業
のの
一
人
部
員
改、
正設

【R3.4.1施行】



基準省令改正に伴い9件の条例を一括改正

（主な改正概要）

- ①入所者の人権の擁護、虐待防止
（虐待防止にかかる委員会の開催、指針の整備、研修の実施等）
- ②感染症や災害への対応力強化
（訓練の実施、地域住民との連携、業務継続計画の策定等）
- ③職員の職場環境の改善に向けた取組の推進
（適切なハラスメント対策、認知症介護基礎研修の受講措置）
- ④その他所要の改正

（経過措置）

体制の整備を要する改正事項は3年の経過措置を設ける。

改に沖
正関縄
すす県
るる養
条基護
例準老
（を人
本定ホ
条めー
例るム
）の
条の
例設
等備
の及
一
部
運
を
営

【R3.4.1施行】

提出議案の概要

【子ども生活福祉部】

【議案名】

乙第5号議案 沖縄県安心こども基金条例の一部を改正する条例

【議案提出の理由】

子どもを安心して育てることができる体制を整備するための事業を引き続き実施するため、沖縄県安心こども基金の設置期間を延長する必要がある。

【議案の概要】

- 1 県は、子どもを安心して育てることができる体制を整備するため、国が交付した子育て支援対策臨時特例交付金（以下「特例交付金」という。）を活用し、平成21年3月に沖縄県安心こども基金を設置して、保育所等の新設や増改築等による保育環境を整備する事業、保育士の資格取得を支援する事業等を実施している。
- 2 国は、県及び市町村が、幼児教育・保育の無償化の実施に当たって必要となる経費を補助するため、新たに幼児教育・保育無償化円滑化事業を特例交付金を活用する事業に追加し、当該事業は、令和6年3月31日まで実施できることとなった。
- 3 子どもを安心して育てることができる体制を整備するための事業を引き続き実施するため、沖縄県安心こども基金の設置期間を延長する必要がある。
- 4 条例の施行期日：公布の日から施行

【説明】

安心こども基金事業の実施期限の延長

主な安心こども基金事業	～R1	R2	R3	R4	R5
保育所緊急整備事業 等	→ R3年度まで延長見込				
幼児教育・保育無償化円滑化事業 〈新規〉	→ R5年度まで延長				
不妊に悩む方への特定治療支援事業 〈新規：R2年度3次補正で追加〉	→ R2～R3まで				

提出議案の概要

【子ども生活福祉部】

【議案名】

乙第6号議案 沖縄県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例

【議案提出の理由】

国が定める障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部が改正されたことに伴い、関係条例の一部を改正する必要がある。

【議案の概要】

1 次の条例について、人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改める。

- (1) 沖縄県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例
- (2) 沖縄県地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例
- (3) 沖縄県福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例
- (4) 沖縄県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例
- (5) 沖縄県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例
- (6) 沖縄県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例
- (7) 沖縄県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例
- (8) 沖縄県障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
- (9) 沖縄県障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例

2 条例の施行期日：令和3年4月1日から施行

3 この条例の施行に関し、必要な経過措置を定める。

【説明】

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等に基づき、児童福祉施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する（省令及び指定制度）

【R3.4.1施行】



基準省令改正に伴い9件の条例を一括改正

（主な改正概要）

- ①利用者の人権の擁護、虐待防止
（虐待防止にかかる委員会の開催、指針の整備、研修の実施等）
- ②感染症や災害への対応力強化
（訓練の実施、地域住民との連携、業務継続計画の策定等）
- ③職員の職場環境の改善に向けた取組の推進
（適切なハラスメント対策）
- ④その他所要の改正

（経過措置）

体制の整備を要する改正事項は3年の経過措置を設ける。

沖縄県児童福祉施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例（本条例）

【R3.4.1施行】

提出議案の概要

【子ども生活福祉部】

【議案名】

乙第7号議案 特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例

【議案提出の理由】

特定非営利活動促進法の一部が改正されたことに伴い、認定特定非営利活動法人等の書類の提出に係る規定を整理する等の必要がある。

【議案の概要】

- 1 法第10条第3項が新設されたことによる引用条項の項ずれに対応する。
- 2 「役員報酬規程」・「職員給与規程」について、既に提出されているものから内容に変更がない場合には、毎事業年度の提出は不要とする。
- 3 その他所要の改正を行う。
- 4 条例の施行期日：特定非営利活動促進法の一部を改正する法律（令和2年法律第72号）の施行の日から

【説明】

①「法第10条第3項」を「法第10条第4項」に変更

【改正内容】

法改正により、引用条項の項ずれが生じたことによる措置

②既に所轄庁に提出されている役員報酬又は職員給与の支給に関する規程に変更がない場合は提出不要とする。

【改正内容】

毎年度終了後に義務付けられている役員報酬規程等の提出において、規程の変更がない場合は添付を不要とする。

提出議案の概要

【保健医療部】

【議案名】

乙第8号議案 沖縄県公立大学法人評価委員会条例の一部を改正する条例

【議案提出の理由】

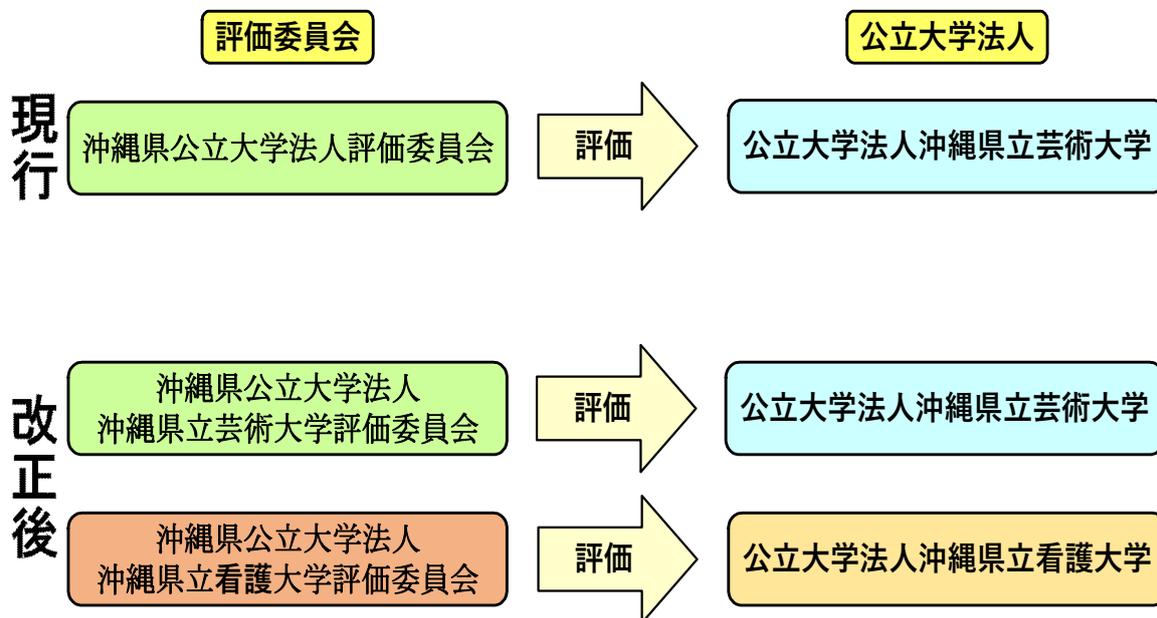
沖縄県立看護大学の設置及び管理を行う公立大学法人を設立することに伴い、当該公立大学法人に関する事務を処理させるため、知事の附属機関として設置された公立大学法人評価委員会に関し必要な事項を定める必要がある。

【議案の概要】

- 1 地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第11条第1項の規定により、知事の附属機関として設置される公立大学法人評価委員会に、「沖縄県公立大学法人沖縄県立看護大学評価委員会」を追加する。
- 2 この条例の施行の際、現に沖縄県公立大学法人評価委員会の委員に委嘱されている者に係る経過措置を設ける。
- 3 条例の施行期日：令和3年4月1日から施行

【説明】

評価委員会と所掌する公立大学法人



(参考：法人設立の時期（予定）)

○沖縄県立芸術大学 令和3年4月

○沖縄県立看護大学 令和4年4月

提出議案の概要

【保健医療部】

【議案名】

乙第9号議案 公衆浴場法施行条例及び旅館業法施行条例の一部を改正する条例

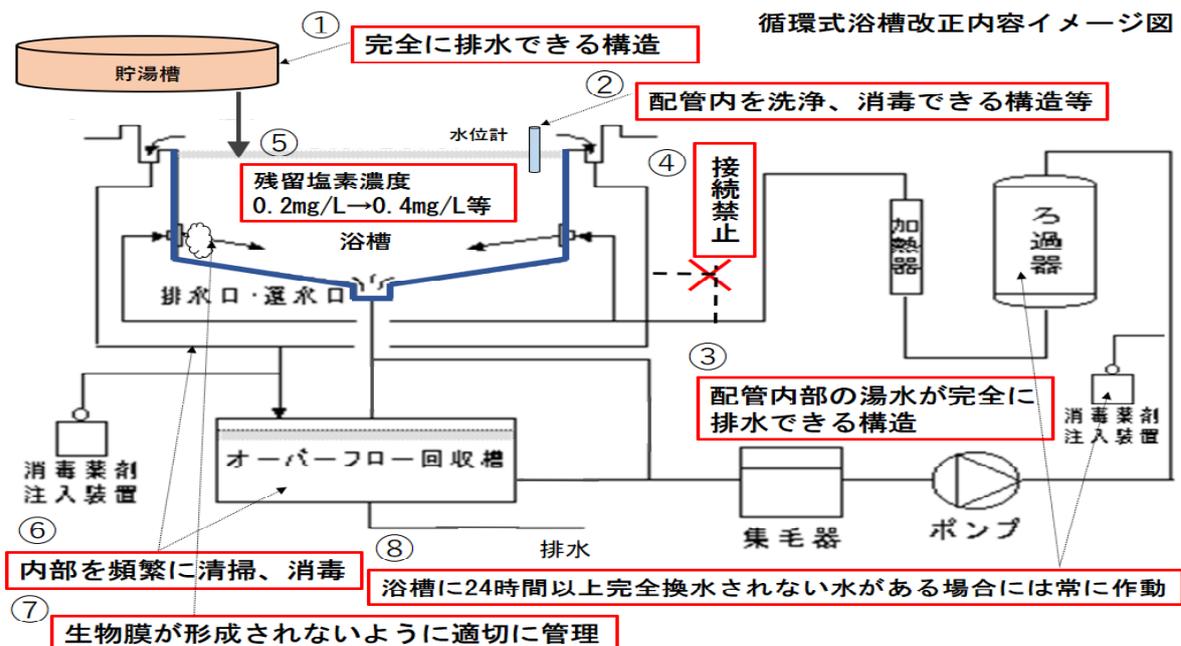
【議案提出の理由】

国において「公衆浴場における水質基準等に関する指針」、「公衆浴場における衛生等管理要領」及び「旅館業における衛生等管理要領」が改正されたことに伴い、構造設備の基準及び衛生措置の基準を見直す必要がある。

【議案の概要】

- レジオネラ症の発生を防止するため、構造設備及び衛生措置の基準を以下のとおり見直す。
 - 貯湯槽は、完全に排水できる構造とすること。
 - 水位計の設置は、配管内を洗浄・消毒できる構造、あるいは配管等を要しないセンサー方式であること。
 - 配管内部の湯水を完全に排水できる構造とすること。
 - オーバーフロー湯水管と、循環配管との接続を禁止する。
 - 浴槽水中の残留塩素濃度を0.4 mg/Lに保ち、最大1 mg/L を超えないよう努めること。
 - オーバーフロー湯水を浴用を使用する場合、オーバーフロー回収槽の内部の清掃及び消毒を頻繁に行うとともに、レジオネラ属菌が繁殖しないように、別途、回収槽の水を塩素系薬剤等で消毒すること。
 - 浴槽に気泡発生装置等を設置している場合は、気泡発生装置等の内部に生物膜が形成されないように適切に管理すること。
 - 浴槽に24時間以上完全換水されない水がある場合、ろ過器及び消毒装置を常に作動させること。
- その他所要の改正を行う。
- 条例の施行期日：令和3年7月1日から施行

【説明】



※赤枠が改正箇所

提出議案の概要

【商工労働部】

【議案名】

乙第10号議案 沖縄県新型コロナウイルス感染症対応中小企業事業資金調達支援基金条例

【議案提出の理由】

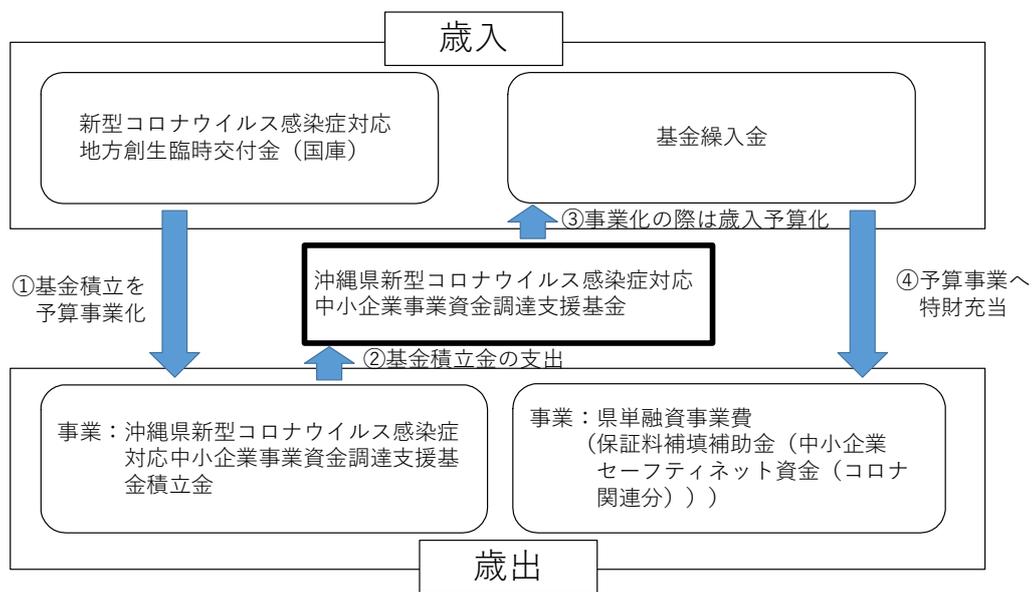
新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置によりその経営に影響を受けた中小企業者の資金調達を支援することを目的として、沖縄県新型コロナウイルス感染症対応中小企業事業資金調達支援基金を設置し、その管理及び処分に関し必要な事項を定める必要がある。

【議案の概要】

- 1 基金を設けるとともに、その管理及び処分に関し必要な事項を定める。
- 2 条例の施行期日：公布の日から施行
- 3 条例の失効：この条例は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。

【説明】

沖縄県新型コロナウイルス感染症対応中小企業事業資金調達支援基金条例のスキーム図



提出議案の概要

【商工労働部】

【議案名】

乙第11号議案 沖縄 I T 津梁パーク施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

【議案提出の理由】

沖縄 I T 津梁パーク施設内に新たな企業集積施設を整備することに伴い、その使用料の徴収根拠を定める必要がある。

【議案の概要】

- 1 追加される公の施設の名称：企業集積施設 7 号棟
- 2 供用開始予定時期：令和 3 年 7 月
- 3 条例施行日：公布の日から起算して 6 月を超えない範囲内において規則で定める日から施行

【説明】



提出議案の概要

【文化観光スポーツ部】

【議案名】

乙第12号議案 琉球歴史文化の日条例

【議案提出の理由】

沖縄の歴史及び文化への理解を深めるための施策を効果的に推進することにより、沖縄の文化の継承と発展を図るため、琉球歴史文化の日等を定める。

【議案の概要】

沖縄の先人たちは、長い歴史の中で、祖先への敬意、自然への畏敬の念、他者の痛みを寄り添うチムグクルを育むとともに、古来、アジア諸国との交易を通じて多様な文化を受け入れ、組踊を始めとする芸能や漆器などの工芸、琉球料理や泡盛などの食文化、空手や染織など、多岐にわたり洗練された独自の多様な伝統文化を創り上げてきた。そして、これらの文化を支えに、幾多の世変わりの中にあっても、その都度困難を克服してきた。琉球歴史文化の日を定め、先人達が創り上げてきた沖縄の歴史と文化への理解を深め、故郷への誇りや愛着を感じられる地域社会の形成に取り組むとともに、新たな歴史と文化を自らの手で創造することを図るため、条例を制定する。(前文)

- 1 目的について定める。(第1条)
- 2 琉球歴史文化の日(11月1日)について定める。(第2条)
- 3 事業について定める。(第3条)
- 4 市町村等への協力要請等について定める。(第4条)
- 5 使用料等の特例について定める。(第5条)
- 6 条例の施行期日：公布の日から施行(附則)

【説明】

琉球歴史文化の日(11月1日)					
①制定記念式典	②関連事業	③広報	④施設の無料解放	⑤市町村・民間	⑥その他
・式典 ・シンポジウム ・伝統芸能舞台公演	・ロゴマーク公募 ・写真コンテスト ・琉歌コンテスト	・新聞 ・ラジオ ・SNS ・バス・モノレール ・チラシ、ポスター ・周知啓発グッズ	・県有施設の無料開放(使用料等の免除)	・市町村及び民間施設の使用料の減免 ・市町村及び民間の独自事業の展開	・空手の日(10月25日) ・世界のウチナーンチュの日(10月30日) ・県立博物館・美術館誕生祭(11月3日)
琉球歴史文化の日周知啓発事業					

提出議案の概要

【文化観光スポーツ部】

【議案名】

乙第13号議案 沖縄県ホストタウン等新型コロナウイルス感染症対策基金条例

【議案提出の理由】

東京オリンピック競技大会等に備えての競技技術の向上を図るため県内に来訪する選手等を受け入れることに伴い、新型コロナウイルス感染症の発生の予防等を図るための取組を強化することを目的として、沖縄県ホストタウン等新型コロナウイルス感染症対策基金を設置し、その管理及び処分に関し必要な事項を定める必要がある。

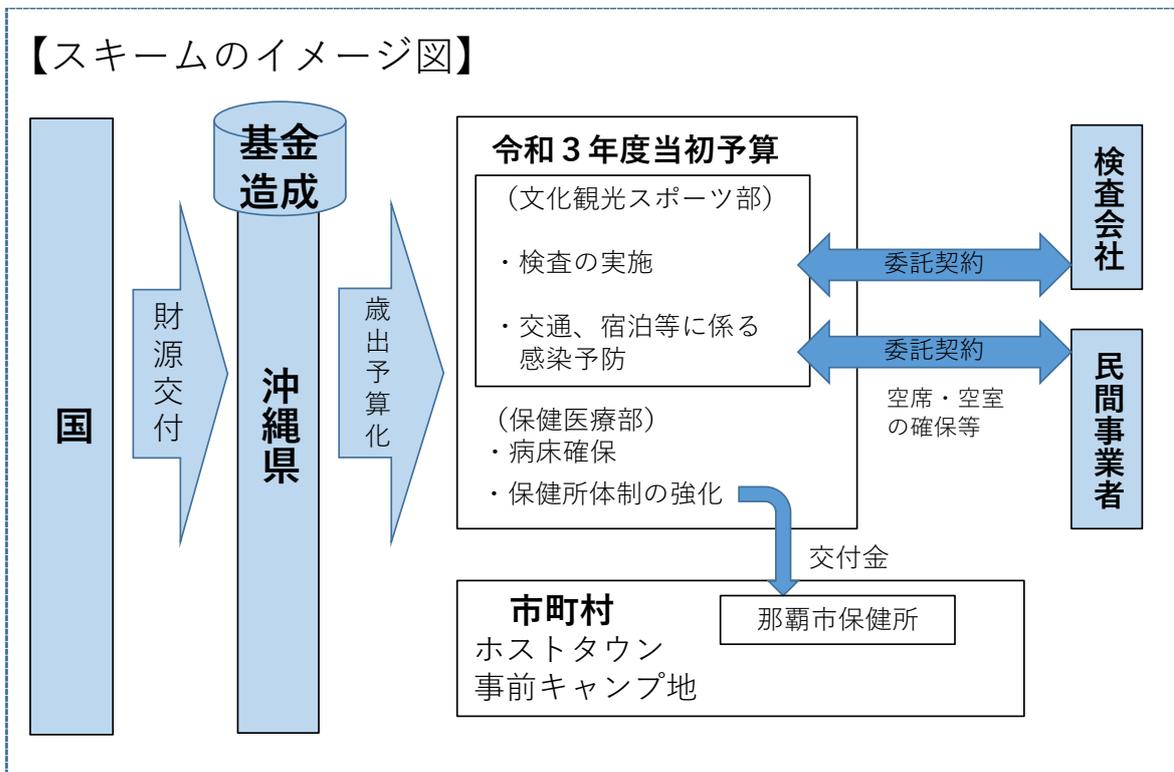
【議案の概要】

- 1 基金を設けるとともに、その管理及び処分に関し必要な事項を定める。
- 2 条例の施行期日：公布の日から施行

【説明】

- 1 国のホストタウン・事前キャンプ地における新型コロナウイルス感染症対策事業（令和2年度第3次補正）による国庫交付金（10/10）を原資とし基金を造成
- 2 当該基金の活用により、東京2020大会に出場する各国選手等のホストタウンや事前キャンプ地での受入にあたり、必要な新型コロナウイルス感染症対策を実施

【スキームのイメージ図】



提出議案の概要

【土木建築部】

【議案名】

乙第15号議案 建築基準法施行条例の一部を改正する条例

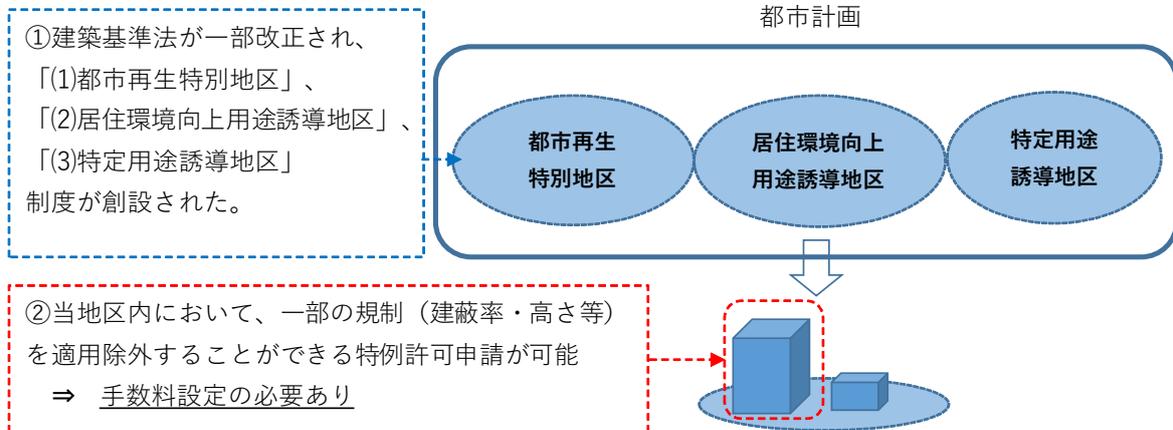
【議案提出の理由】

都市計画に定められた地域地区内における建築物の高さ等に関する特例の許可の申請に対する審査の手数料の徴収根拠を定める等の必要がある。

【議案の概要】

- 1 建築基準法（昭和25年政令第338号）が改正され、次の地区内における建築物の高さ等の適用除外の許可制度が創設されたことから、当該許可申請による手数料の徴収根拠を定める。（別表第5関係）
 - (1) 都市再生特別地区
 - (2) 居住環境向上用途誘導地区
 - (3) 特定用途誘導地区
- 2 その他、建築基準法施行令の一部が改正されたこと等により条例の整理を行う。（第19条、第22条、第22条の2、第22条の3及び別表第5関係）
- 3 条例の施行期日：1に係る部分 令和3年5月1日から施行
2に係る部分 公布の日から施行

【説明】



(1)都市再生特別地区・・・都市再生特別措置法に基づく制度であり、都市再生緊急整備地域（都市再生のために緊急・重点的に市街地の整備を推進すべき地域）において、都市の再生に貢献し、高度利用のための建築を誘導する必要がある地区として、都市計画で定められる地区

(2)居住環境向上用途誘導地区・・・都市再生特別措置法に基づく制度であり、用途地域内において、病院、店舗等の日常生活に必要な施設（生活利便施設）の立地を促進する地区として、都市計画で定められる地区

(3)特定用途誘導地区・・・都市再生特別措置法に基づく制度であり、特別都市再生を図るため、医療施設、福祉施設、商業施設など都市機能増進施設を誘導するべく都市計画で定められる地区

提出議案の概要

【病院事業局】

【議案名】

乙第16号議案 沖縄県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

【議案提出の理由】

県立宮古病院に病理診断科を置くため、条例を改正する必要がある。

【議案の概要】

- 1 県立宮古病院では、令和2年4月から病理診断医を週1回の派遣で受け入れ、同病院での患者の細胞診断、手術中に採取した病変組織を病理診断する術中迅速診断等を行っているところである。
- 2 同病院において病理診断等の実施体制が整ったことから、同病院の提供する医療について正確かつ適切な情報を提供するため、同病院に病理診断科を置く必要がある。
- 3 条例の施行期日：令和3年4月1日から施行

【説明】

県立病院の病理診断科の設置状況について						
現行	北部病院	中部病院	南部医療センター・ こども医療センター	宮古病院	八重山病院	精和病院
病理診断科	○	○	○	×	×	×

↓

新	北部病院	中部病院	南部医療センター・ こども医療センター	宮古病院	八重山病院	精和病院
病理診断科	○	○	○	○ (令和3年4月1日)	×	×

提出議案の概要

【教育庁】

【議案名】

乙第17号議案 沖縄県立高等学校等の設置に関する条例の一部を改正する条例

【議案提出の理由】

沖縄県立那覇みらい支援学校を設置するため条例を改正する必要がある。

【議案の概要】

- 1 沖縄県立那覇みらい支援学校の名称及び位置を定める。(別表第2関係)
- 2 条例の施行期日：令和3年10月1日から施行

【説明】

那覇南部地区にある知的障害児童生徒を対象とする特別支援学校の過密解消と那覇市在住児童生徒の市外特別支援学校への通学負担を軽減するため、那覇市古波蔵に新たな特別支援学校を設置する。

沖縄県立那覇みらい支援学校の概要

- ①対 象 等：知的障害、肢体不自由及び病弱を対象とした特別支援学校
- ②設置場所：那覇市古波蔵
- ③設置学部：小学部、中学部、高等部
- ④開校年度：令和4年度
- ⑤通学区域：那覇市及び豊見城市の一部

提出議案の概要

【教育庁】

【議案名】

乙第18号議案 沖縄県学校職員定数条例の一部を改正する条例

【議案提出の理由】

児童生徒数の増減等により、学校職員の定数を改める必要がある。

【議案の概要】

- 1 県立高等学校、県立特別支援学校及び県立中学校の職員定数並びに市町村立小学校及び中学校の職員の定数を改めることとする。
- 2 条例の施行期日：令和3年4月1日から施行

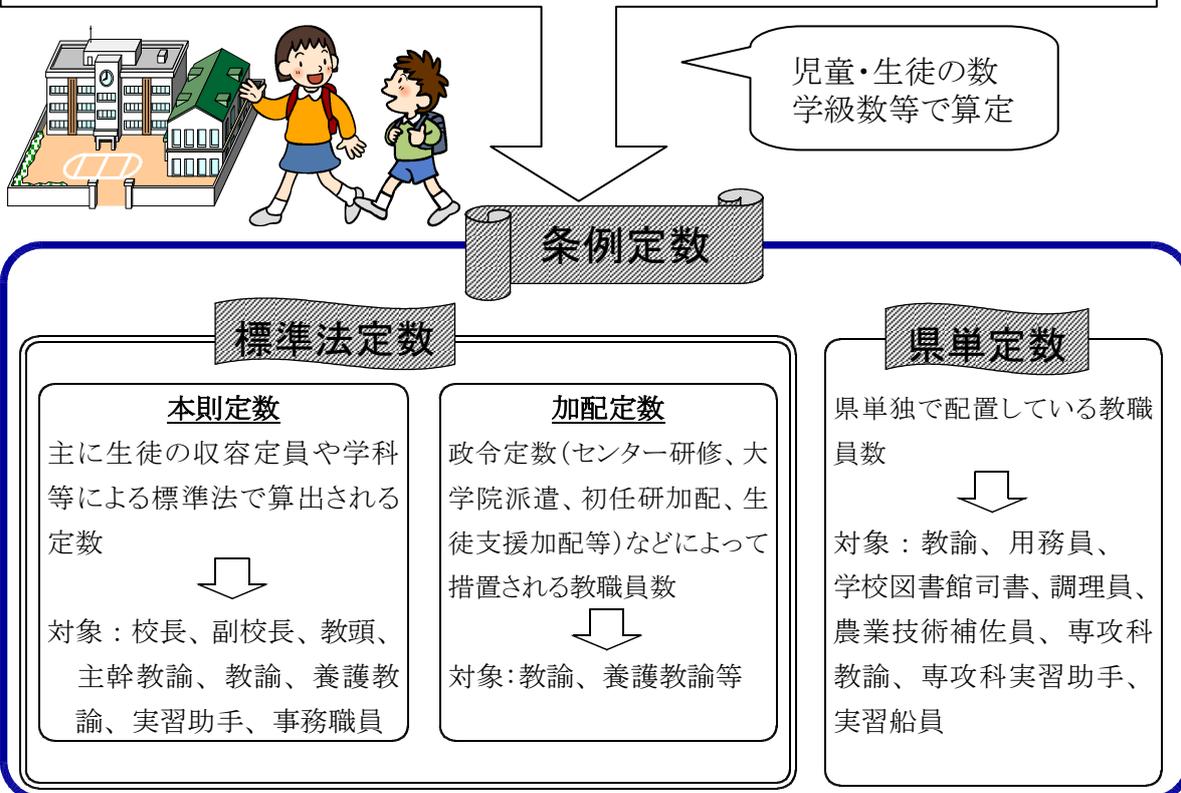
令和3年度教職員定数等

(単位:人)

区 分	R3定数	R2定数	前年度 増 減	増減の主な理由
1 県立高等学校	4,034	4,057	△23	学級数(収容定員)の減による
2 県立特別支援学校	1,851	1,830	21	学級数の増による
3 県立中学校	49	47	2	学級数の増による
4 市町村立小・中学校	10,482	10,297	185	特別支援学級の増による
合 計	16,416	16,231	185	

【説明】

教職員定数算定の基礎
 「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」
 「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律施行令」
 「公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律」
 「公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律施行令」



提出議案の概要

【教育庁】

【議案名】

乙第19号議案 沖縄県教育委員会の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

【議案提出の理由】

沖縄県職員の給与に関する条例及び沖縄県人事委員会規則に基づく市町村立学校教職員の扶養手当等の認定に関する事務で、沖縄県教育委員会の権限に属する事務の一部を、権限移譲の協議が調った市町村が処理することとする必要がある。

【議案の概要】

- 1 市町村立学校教職員の扶養手当、住居手当、通勤手当及び単身赴任手当の認定権限を、新たに協議が調った伊江村、伊平屋村及び伊是名村へ移譲する。
- 2 条例の施行期日：令和3年8月1日から施行

【説明】

1 権限移譲の流れ



※学校事務職員が諸手当認定の事務処理を行う。

2 権限移譲済み市町村(国頭、中頭、那覇、島尻、宮古及び八重山地区)

那覇市 宜野湾市 石垣市 浦添市 名護市 糸満市 沖縄市 豊見城市
うるま市 宮古島市 南城市 国頭村 大宜味村 東村 今帰仁村 本部
町 恩納村 宜野座村 金武町 読谷村 嘉手納町 北谷町 北中城村
中城村 西原町 与那原町 南風原町 渡嘉敷村 座間味村 粟国村 渡
名喜村 南大東村 北大東村 久米島町 八重瀬町
計35市町村

3 今回、権限移譲を予定している市町村(国頭地区)

伊江村 伊平屋村 伊是名村
計3村

4 今後、権限移譲を行う市町村(宮古・八重山地区)

多良間村 竹富町 与那国町
計2町1村

提出議案の概要

【公安委員会】

【議案名】

乙第20号議案 沖縄県警察の組織に関する条例の一部を改正する条例

【議案提出の理由】

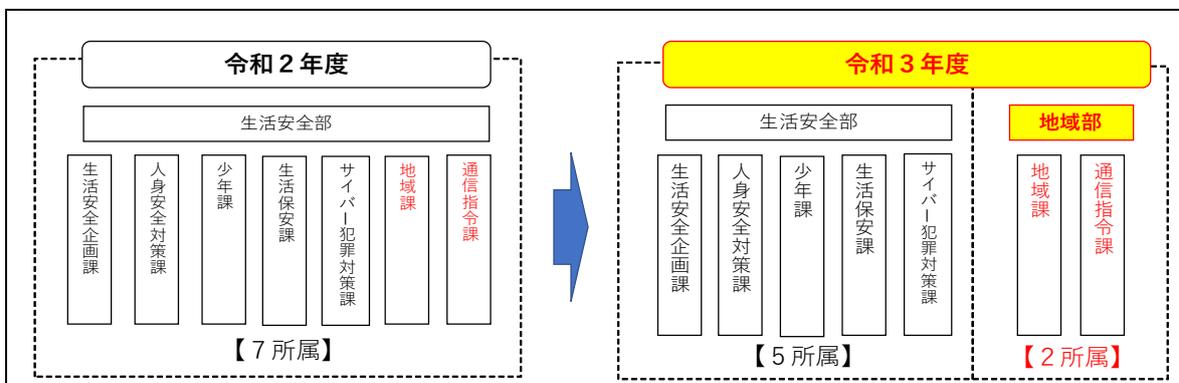
複雑化し、及び多様化する犯罪に適切に対処しつつ、県民からの幅広い要望に適切かつ的確に対応する体制を整備するため、警察本部に新たに地域部を置く必要がある。

【議案の概要】

- 1 複雑化・多様化する人身安全関連事案やサイバー犯罪対策等への迅速かつ適切な対処、観光立県である本県の安全で快適な海洋レジャー環境の保持等に係る水上安全対策の推進等については、県警察における喫緊の課題である。
- 2 これら課題に適切に対応するため、沖縄県警察本部に「地域部」を新設し、組織改編による体制の整備を図る。
- 3 上記2の新設に伴い、条例で定められている警察本部の部の設置について、改める必要がある。
- 4 条例の施行期日：令和3年4月1日から施行

【説明】

■ 現状と課題
<ol style="list-style-type: none">1 人身安全関連事案対策やサイバー犯罪対策等については、社会情勢の変化等に伴い、業務内容がより複雑化・多様化している上、相談件数等も増加又は高水準で推移している。2 本県の安全で快適な海洋レジャー環境の保持等に係る水上安全対策については、更なる水難事故防止対策及び反社会勢力の介入防止対策等の強化が求められている。
■ 体制の整備
<ul style="list-style-type: none">○ 上記1及び2に適切に対応するため、組織改編による体制の整備が必要○ 組織改編により「地域部」を新設し、指揮体制の強化及び効率的な組織体制の確立等を図ることにより、上記1にあつては生活安全部が、上記2にあつては地域部がそれぞれの課題に迅速かつ適切に対応する。



提出議案の概要

【公安委員会】

【議案名】

乙第21号議案 沖縄県水難事故の防止及び遊泳者等の安全の確保等に関する条例の一部を改正する条例

【議案提出の理由】

水難事故を防止し、海域等利用者の生命、身体及び財産の保護を図るため、県及び海域等利用者の責務及び海域レジャー業等の欠格事由を定めるとともに、スノーケリング業者に対し事故防止等の措置を義務付ける等の必要がある。

【議案の概要】

- 1 県内の水難事故は、平成27年から令和元年までの期間（以下「過去5年間」という。）における発生件数が358件と、全国平均の148件の2.4倍となっている。
- 2 海域等利用者が海域レジャー業者から案内を受けて遊泳又は潜水をしているときに発生した水難事故は、過去5年間における発生件数83件に対し、スノーケリング中の発生件数が20件と、潜水中の発生件数の39件に次いで2番目に多い発生件数となっている。
- 3 海域等利用者が海域レジャー業者から案内を受けずに遊泳又は潜水をしているときに発生した水難事故は、過去5年間における発生件数が275件と、海域等レジャー業者から案内を受けて遊泳又は潜水をしているときに発生した水難事故の3倍以上の発生件数となっている。
- 4 暴力団員、法令又は本条例の規定に違反し刑に処せられた者その他の水難事故の発生の防止等の措置を適切に採ることが期待できない悪質業者でも海域レジャー業者として事業を営むこと等が可能であり、近年、暴力団員が海域レジャー業者として事業を営んでいることが確認されている。
- 5 上記現状を踏まえ、水難事故の防止に関する施策その他所要の措置を講ずる必要がある。
- 6 条例の施行期日：一部の規定を除き、令和3年5月1日から施行

【説明】

